

3 各種手続きに必要なとなる主な持ちもの

ご家族やご親族が亡くなられた後の手続きに必要なとなる主な持ちものをご紹介します。

以下のうち、該当するものがあればご持参ください。

なお、各種手続きに必要な詳しい持ちものについては、9ページ以降の「6. 市役所で行う手続き」をご確認ください。

ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- 相続人代表となる方、お越しいただく方の本人確認書類
 - ※写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
 - ※写真付きのものがない場合は下記から2点
被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
- 未支給年金を請求される方のマイナンバーカード、
またはマイナンバーが分かる書類原本（住民票等）
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）
- 税金の引き落とし等の口座を変更する場合は預貯金通帳と銀行印

亡くなられた方のもの

- 国民年金証書、年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- こども医療費受給者証、障がい者医療受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証
- その他、宜野湾市から交付された証書類

【来庁者が代理人の場合】

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求等には、委任状が必要です。

※委任状については、次ページをコピーして使用してください。なお、代理人（窓口に来る人）の本人確認書類も併せてお持ちください。